

# 新公会計制度の概要



茨木市企画財政部財政課

## 公会計制度改革の経過

平成12年	3月	「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」 報告書 ※普通会計バランスシートの作成モデルを公表
平成13年	3月	「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」 報告書 ※行政コスト計算書、各地方公共団体のバランスシートの 作成モデルを公表
平成17年	9月	「地方公共団体の連結バランスシート(試案)」 ※公社・第3セクター等を含めた連結バランスシートの作成 モデルを公表
平成18年	3月	全都道府県・政令市で「連結バランスシート(試案・16年度 決算分)」を公表
	5月	「新地方公会計制度研究会」報告書公表 地方公共団体が財務状況のわかりやすい開示を行うため、 国の財務書類に準拠した新公会計モデルを提案 (基準モデル、総務省方式改訂モデル)
	7月	「新地方公会計制度実務研究会」発足
	8月	「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」 総務省事務次官通知 公会計の整備について、取組み状況や団体規模に応じ、 ・都道府県、人口3万人以上の都市においては「3年後」 ・町村、人口3万人未満の都市においては「5年後」 までに、4表の整備または4表作成に必要な情報の開示を要請 ※平成19年10月17日総務省自治財政局財務調査課事務連絡に おいて「平成21年度までに財務書類を整備することに重要な意義 がある」と要請

## 新公会計制度改革とは

現金主義・単式簿記を特徴とする現在の地方自治体の会計制度に対して、発生主義・複式簿記などの企業会計手法を導入しようとする取り組み。

## 財務書類4表の整備を検討すべき理由

- ①行政の信頼の確保と情報開示の徹底
- ②地方分権の推進(地方分権改革推進法、地方分権改革推進委員会)
- ③夕張市問題と個々の自治体の財政状況に対する注目
- ④自治体財政健全化法の成立
- ⑤自治体及びその他外郭団体に対する金融機関の目線の変化
- ⑥資産・債務改革

## 財務書類4表の意義

- ①現金主義による会計処理の補完
  - ・見えにくいコストの明示
  - ・正確なストックの把握
  - ・将来の住民負担に対する意識
- ②3セク等も含めた連結ベースの財務状況の把握
  - ・公社・3セク等との連携を踏まえた会計の整備による全体的な財政状況の把握
- ③コスト分析と政策評価への活用
  - ・事業別、施設別の財務書類を用いた検討(コストと受益者負担)
- ④資産・債務改革への対応
  - ・遊休資産の把握による資産の効果的運用
  - ・固定資産台帳整備による公有財産管理の実効性・効率性の向上
  - ・貸付金・未収金等の台帳整備による収納事務の実効性・効率性の向上
  - ・債務(将来支払)に対する計画的な資金の積み立て

## 公会計の意義・ポイント

アカウントビリティ	・・・	見せる、伝える
マネジメント	・・・	活用する
資産債務管理	・・・	正しく把握

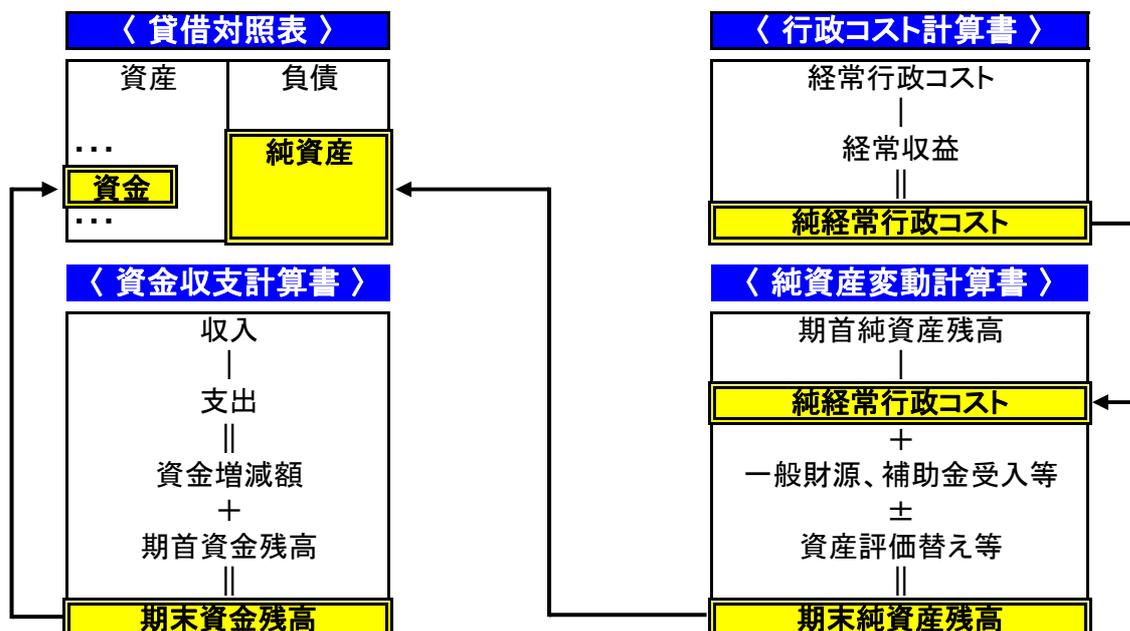
## 財務書類 4 表とは

- ①貸借対照表
- ②行政コスト計算書
- ③純資産変動計算書
- ④資金収支計算書

## 財務書類 4 表から何が見えるか

- ①貸借対照表・・・どれほどの資産や債務をもっているのかについてのストック情報
  - ・次世代に引き継ぐ資産や負債
  - ・将来職員が退職する場合の負担
  - ・損失補償している公社・3セクの債務
- ②行政コスト計算書・・・経常的な活動に伴うコストと、そのコストに対する直接的な財源
  - ・経常的な行政サービスにかかったコスト
  - ・受益者負担でどれほどコストが賄われたか
- ③純資産変動計算書・・・純資産(資産から負債を差し引いた残余)が1会計期間にどのように増減したのか
  - ・資産がどのように変動したのか
  - ・資産はどのような財源で形成されたのか
- ④資金収支計算書・・・現金の流れを示すものであり、その収支を性質に応じて、経常的収支、公共資産整備収支、投資・財務的収支の3つに区分して表示することで、どのような活動に資金が必要とされているか
  - ・経常的経費や投資的経費の財源
  - ・年間での資金の変動

## 財務書類 4 表の関係 (総務省方式改訂モデル)



## 基準モデルと総務省方式改訂モデル

### 《基準モデルの特徴》

- ・開始貸借対照表を固定資産台帳に基づき作成
- ・ストック・フロー情報を網羅的に公正価値で把握した上で、個々の取引情報を発生主義により複式記帳して作成することを前提

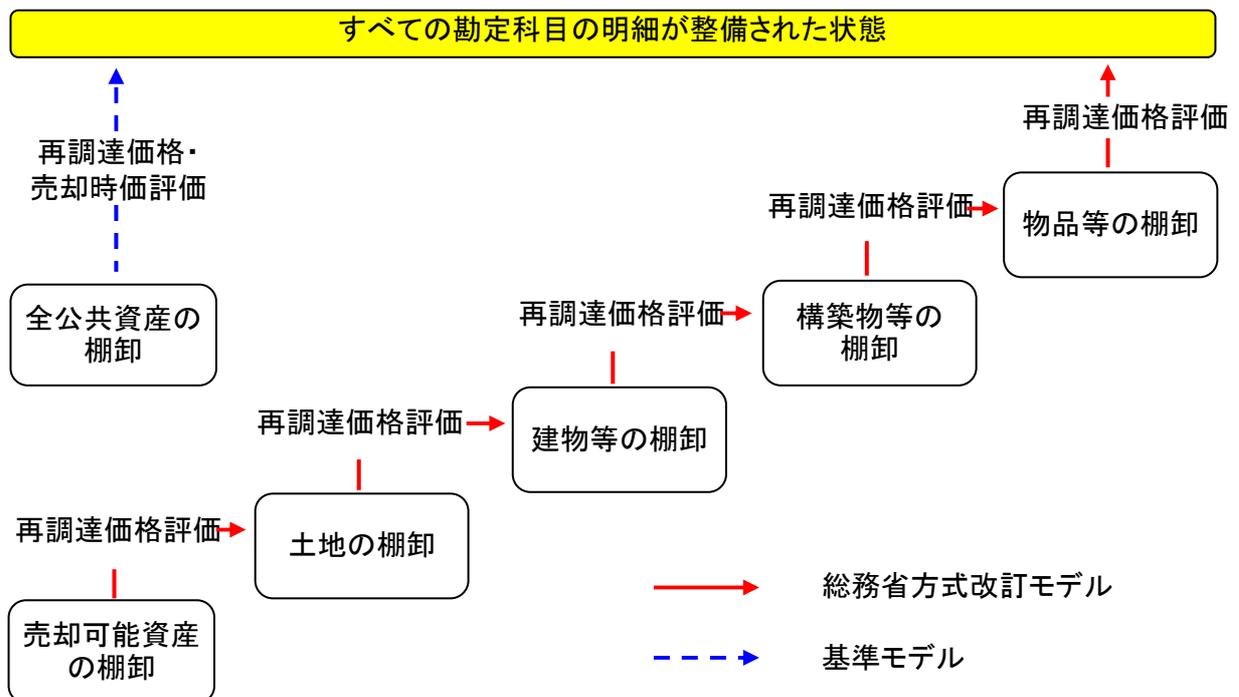
### 《総務省方式改訂モデルの特徴》

- ・固定資産台帳や個々の複式記帳によらず、既存の決算統計情報を活用して作成することにより、早期に公有財産の整備財源情報などの情報開示が可能

	基準モデル	総務省方式改訂モデル
固定資産の算定方法 (初年度期首残高)	・現存する固定資産をすべてリストアップし、公正価値により評価	・売却可能資産:時価評価 ・売却可能資産以外: 過去の建設事業費の積上げにより算定 ⇒段階的に固定資産情報を整備
固定資産の算定方法 (継続作成時)	・発生主義的な財務会計データから固定資産情報を作成 ・その他、公正価値により評価	
固定資産の範囲	・すべての固定資産を網羅	・当初は建設事業費の範囲 ⇒段階的に拡張し、立木、物品、地上権、ソフトウェアなどを含める
台帳整備	・開始貸借対照表作成時に整備 その後、継続的に更新	・段階的整備を想定 ⇒売却可能資産、土地を優先

## 段階的資産評価

初年度 ⇒ 以後、段階的に



## 資産評価の手法

「行革推進法」による資産・債務改革に関する地方団体への要請を踏まえ実施

- (1) 原則として全ての資産(インフラ資産を除く)を公正価値で評価。
- (2) 土地の開始時簿価は、固定資産税評価額を基礎として算定。ただし、インフラ資産の底地は取得価格を開始時簿価とする。
- (3) 土地以外の資産(建物・工作物等)の開始時簿価は原則として、次式で計算。  
(開始時簿価) = (再調達価額) - (減価償却累計額)  
なお、再調達価額は、不動産鑑定評価額や取得価格にデフレーターを乗じた価格等
- (4) 償却資産は、毎年減価償却し、原則別途の再評価は行わない。土地は原則として3年毎の再評価。

### 基準モデル



- ・土地・建物等は原則として公有財産台帳の計数を基礎として定期的に再評価し貸借対照表上の価額とする。
- ・公有資産台帳の整備が当初から必要

### 総務省方式改訂モデル



- ・開始年度はまずは売却可能資産から評価
- ・その後、順次、土地、建物、構築物、物品といった手順で公有財産の資産評価を実施する。

一定期間後には、両モデルとも、同様の資産評価が実現し、資産・債務改革にも寄与

## 取引データの処理

### 基準モデル



- ・日々発生順又は期末一括で仕訳を実施
- ・簡便法として、決算組み替え法も提示

### 総務省方式改訂モデル



- ・決算統計の数値を用いて財務書類を作成

## 現行の市の会計制度

単式簿記・現金主義

### メリット

・現金の出入りを記録するもので、資金の管理が適正に行われているか、議会で議決された予算に基づいて予算執行されているかなどが明確にわかる。

### デメリット

・現金の増減記録だけで、資産・負債等のストック情報がわからない。  
(資産(財産)や負債(市債残高)などが別々に管理されている。)  
・支払いの年度まで、将来発生する退職金などが表れない。

## 財務書類4表から何がわかる？

### ストック情報

・次世代に引き継ぐ資産はいくらあるのか？  
・その財源(負担者)はどうなっているのか？  
・特に、次世代に負担を先送りした借金残高は？  
・当年度までに提供済み行政サービスについて次世代に先送りされた負担(引継ぎ資産のない負担)はどれだけか？

### 貸借対照表

現在までの世代が形成した自治体の姿

次世代に託す自治体の姿

### コスト情報

・経常的な行政サービスにかかったコストは？  
・受益者負担でどの程度賄われたか？

### 行政コスト計算書

経常的な行政サービスのコストと直接的な財源

### 純資産情報

・当年度の行政サービスの世代間負担の状況は？  
・借金以外の資産調達財源はどう変化したか？  
・資産価値の変動は？

### 純資産変動計算書

純資産の増減等の状況

### 収支情報

・投資的経費はどの財源で賄っているか？  
・支出の負担を将来に先送りしていないか？  
・年間での資金の変動要因は？

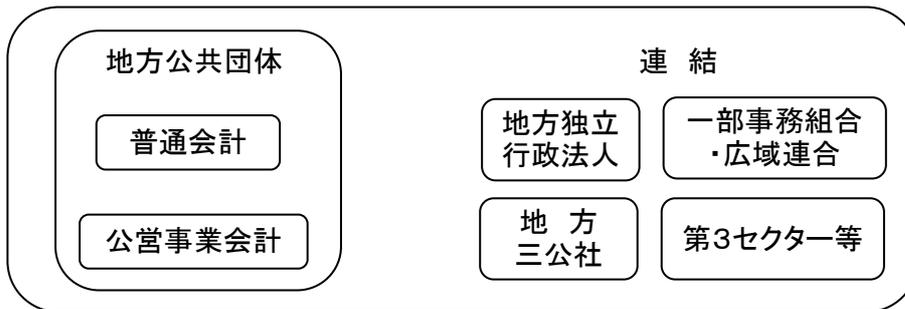
### 資金収支計算書

支出とその財源の対応関係

## 連結財務書類の作成

連結財務書類とは、普通会計のほか、自治体を構成するその他の特別会計や、自治体と連携協力して行政サービスを実施している関係団体や法人を1つの行政サービス実施団体とみなして作成する書類のこと。

〈連結財務書類を構成する会計・団体・法人〉



### 地方公共団体

自治体に属する、普通会計及びすべての公営事業会計が対象とする。

### 一部事務組合・広域連合

自治体が加入するすべての一部事務組合・広域連合を連結対象とする。また、対象となる一部事務組合・広域連合が他の一部事務組合・広域連合に加入している場合は、当該他の一部事務組合・広域連合も連結対象となる。

ただし、一部事務組合・広域連合は複数の団体が加入しているため、各団体が連結する割合は、原則として規約に基づくN年度の経費負担割合とする。  
(経費負担割合に大幅な変動・年度による負担の有無が生じる場合は、一定期間の経費負担割合の平均等の合理的な割合を用いる。この合理的な割合は構成団体間での重複計上や漏れを防ぐため、都道府県及び構成団体が協議して決定する。)

### 地方三公社

自治体が設立したすべての地方三公社(土地開発公社、住宅供給公社、道路公社)が連結対象となる。

### 第3セクター等

自治体の出資(出損を含む)比率が50%以上の法人はすべて連結対象とする。

自治体の出資比率が25%以上50%未満の法人については、役員の派遣、財政支援等の実態から、法人経営に実質的に主導的な立場を確保しえいと認められる場合には連結対象とする。

## 財務書類 4 表作成の効果

- ◆未利用資産の把握による資産の効果的運用
- ◆資産台帳整備による公有財産管理の実効性・効率性の向上
  - ⇒資産現物と貸借対照表との整合性を確保し、管理の実効性を高める効果
  - ⇒減価償却情報の活用(老朽化度の把握)
- ◆貸付金・未収金等の台帳整備による収納事務の実効性・効率性の向上
- ◆債務(将来支払)に対する把握や措置(退職手当引当金など)
- ◆連結ベースの財政状況の把握と市民への説明
  - ⇒関係団体を含めて市全体を捉えやすくなる
  - ⇒財政健全化法との関係で、連結ベースでの課題がわかりやすくなる
- ◆コストと住民(受益者)負担の関係を明示
  - ⇒住民サービスの提供とコストを併せて明示することにより、職員も住民もコスト意識が高まる効果